

## 森の力再生事業更新等状況報告書作成指針

森の力再生事業実施要領第11(6)エで定める森の力再生事業植生回復等状況報告書(以下、「報告書」という。)を作成するために、森の力再生事業更新等状況報告書作成指針を定める。

### 1 調査時期

調査は、整備が完了した日から起算して3年を経過する日の属する年度の6月から8月に行う。

### 2 調査者

調査は、権利者及び整備者が行い、整備者が農林事務所長に報告する。

### 3 調査費用

調査に係る費用は、権利者及び整備者が負担する。

### 4 調査箇所

調査は、次に定める標準地(以下、「更新調査標準地」という。)で行う。

- (1) 事業を実施するために設定した全ての標準地(以下、「計画標準地」という。)の中に5メートル四方(水平投影面積25平方メートル)の更新調査標準地を設定する。環境伐にあっては、列状もしくは群状の伐採を実施した場所に設定する。ただし、計画標準地において列状又は群状の伐採を行っていない場合は、計画標準地付近で列状もしくは群状に伐採を実施した場所に設定する。
- (2) 倒木等処理で計画標準地を設定していない場合は、更新調査標準地数が計画標準地数と同数になるように、更新等状況が標準的な場所に更新調査標準地を設定する。
- (3) 1申請で(1)又は(2)の条件を満たす計画標準地を10箇所を超えて設定している場合は、その内の更新等状況が標準的な10箇所に更新調査標準地を設定する。
- (4) 更新調査標準地は、杭、テープ等によりその外周が判断できるように設置し、農林事務所長が確認するまで保存する。
- (5) 更新調査標準地の設定場所を、森の力再生事業整備実績書(以下、「整備実績書」という。)の整備実績図又は整備実績管理図に記載する。

### 5 調査及び報告書作成

調査及び報告書の作成は、以下のとおり実施する。

#### (1) 調査野帳

更新調査標準地ごとに、以下の項目について調査を行い、調査結果及び対策等について、森の力再生事業更新等状況調査野帳(別紙)(以下、「野帳」という。)に記載する。

#### (ア) 調査項目

- ・広葉樹などの下層植生が、地表を覆っている割合(植被率)
- ・シカ等の影響
- ・標高の影響
- ・土壌の影響
- ・光環境の影響
- ・その他(上記以外で下層植生に影響を与えている要因等)

#### (イ) 調査方法

- ・植被率は、広葉樹などの下層植生が、地表を覆っている割合を目視にて調査する。
- ・シカ等の影響は、更新調査標準地及び周辺において、食痕や糞塊等の有無を目視にて調査する。
- ・土壌の影響は、土壌侵食の有無等を目視にて調査する。
- ・光環境の影響は、更新調査標準地の中心から上空を見上げ、鬱閉の度合いを目視にて調査する。

#### (ウ) 評価及び対策等

調査結果から、評価及び対策等について記載する。

(エ) 調査写真

写真は電子画像による貼り付けを原則とする。

- ・更新調査標準地の下層植生の状況が確認できるように撮影する。なお、撮影にあたっては、可能な限り森の力再生事業整備計画書（以下、「整備計画書」という。）及び整備実績書の計画標準地と同じアングルで撮影する。
- ・主な樹高 0.3メートル以上の広葉樹を撮影する。
- ・光環境の鬱閉の度合いは、更新調査標準地の中心点で、高さ 1.5メートル程度の位置で直上樹冠部を可能な限り広角で撮影する。
- ・調査項目に関する特徴（シカの食痕、土壌侵食等）が見られた場合は、それらについて撮影する。

(2) 報告書

各野帳及び周辺状況等から総合的に判断し、事業地の評価及び対策等について報告書に記載する。

(ア) 補助金の確定等

次の項目は、補助金交付確定通知書等を確認の上、記載する。

- ・補助金の確定（補助金確定日、文書番号）
- ・対象森林（所在地、面積）
- ・補助金額

(イ) 状況写真

- ・写真は電子画像による貼り付けを原則とする。
- ・林内の下層植生の状況が確認できるように撮影する。なお、撮影にあたっては、可能な限り整備計画書及び整備実績書の計画標準地と同じアングルで撮影する。
- ・野帳の評価と異なる評価をする場合にあっては、その評価の根拠となる写真を撮影する。

(ウ) 下層植生の回復状況

原則として、事業地の全更新調査標準地のうち、最も多かった評価を事業地の評価とし、次の3つに区分して記載する。

更新調査標準地で最も多かった評価 (植被率の評価)	記載方法
A	下層植生が順調に回復している
B	今後、下層植生の回復が見込める
C	現状では、下層植生の回復が見込めない

(エ) 下層植生の回復に影響を与えている要因

更新調査標準地で、植被率の評価がB又はCと判断した場合は、その判断根拠となった要因を記載する。

(オ) 具体的な対策内容

下層植生の回復に影響を与えている要因に対して、具体的な対策内容を記載する。

(具体的な対策内容例)

影響を与えている要因	記載例（対策内容）
シカ等の影響	植被率を上げるため追加植栽を行うとともに、シカ等の食害を防ぐため、防鹿柵を追加で設置する
標高の影響	植被率を上げるため、追加植栽を行う
土壌の影響	植被率を上げるため追加植栽を行うとともに、土壌の流出を防ぐため、簡易木製構造物を追加で設置する

光環境の影響	植被率を上げるため追加植栽を行うとともに、林冠の鬱閉を防ぐため、既群状間伐箇所周辺の追加伐採を行う
--------	---

## 6 書類の提出及び保存

### (1) 書類の提出

整備者は、次の書類を農林事務所長に提出する。

- ・ 森の力再生事業植生回復等状況報告書（実施要領様式第9号）
- ・ 更新調査標準地ごとの野帳（別紙2）
- ・ 更新調査標準地の位置を記した整備実績図又は整備実績管理図
- ・ 撮影した写真の電子データ（JPEG形式、1枚当たり1.5MB以下）

### (2) 書類の保存

本調査に係る関係書類については、県、整備者がそれぞれ整理の上、協定期間の末日の属する年度末まで保存する。